

2022年1月11日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都中央区京橋一丁目17番10号  
SOSiLA 物流リート投資法人  
代表者名 執行役員 松本 展彦  
(コード番号 2979)

資産運用会社名  
住商リアルティ・マネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 矢野 秀樹  
問合せ先 リートマネジメント部長 佐藤 友明  
TEL:03-4346-0579

資産運用会社における「責任投資原則 (PRI)」及び「21世紀金融行動原則」への署名  
並びに「TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言」への賛同に関するお知らせ

SOSiLA 物流リート投資法人 (以下「本投資法人」といいます。) が資産の運用を委託する資産運用会社である住商リアルティ・マネジメント株式会社 (以下「本資産運用会社」といいます。) は、「責任投資原則 (PRI)」及び「21世紀金融行動原則」への署名を行い、また「TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言」への賛同を表明しましたのでお知らせいたします。

記

1. 責任投資原則 (PRI) の概要

「責任投資原則 (PRI : Principles for Responsible Investment)」 (以下、「PRI」といいます。) とは、2006年にアナン国連事務総長 (当時) が機関投資家など金融業界に対して提唱した以下の6つの原則を実現させるための国際的な投資家のネットワークで、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) および国連グローバルコンパクト (UNGC) によって推進されています。

PRIでは、環境 (Environmental)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) (以下、「ESG」といいます。) の課題を投資の意思決定に取り込むことが提唱されており、これらの視点を投資の意思決定プロセスに組み込むことで、長期的な投資パフォーマンスを向上させ、受託者責任を更に果たすことを目指しています。

本資産運用会社は、PRIの基本的な考え方に賛同し、2022年1月に署名機関となりました。

*Signatory of:*



< 6つの原則 >

- (1) 私たちは、投資分析と意思決定のプロセスに ESG の課題を組み込みます
- (2) 私たちは、活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣に ESG の課題を組み入れます
- (3) 私たちは、投資対象の主体に対して ESG の課題について適切な開示を求めます

- (4) 私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います
- (5) 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します
- (6) 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します

## 2. 21世紀金融行動原則の概要

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則）」とは、環境省が事務局となり、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、2011年10月に策定された原則です。署名金融機関は、自らの業務内容を踏まえ可能な限り7つの原則に基づく取組みを実践するとしています。業態、規模、地域などに制約されることなく、協働する出発点と位置付けられていることが特徴の一つです。

本資産運用会社は、21世紀金融行動原則の基本的な考え方に賛同し、2021年12月に署名機関となりました。



### < 7つの原則 >

- (1) 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
- (2) 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
- (3) 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
- (4) 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
- (5) 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
- (6) 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
- (7) 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

## 3. TCFDの概要

TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）は、金融安定理事会（FSB：各国の金融関連省庁及び中央銀行からなり、国際金融に関する監督業務を行う機関）により、気候関連の情報開示及び金融機関の対応をどのように行うかを検討する目的で設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース」です。

TCFDでは、気候変動のリスクと機会がもたらすビジネスへの影響について、金融機関や企業等が投資家を含むステークホルダーに対して把握・開示を推奨する提言を公表しています。

本資産運用会社は、2021年11月にTCFD提言に賛同しました。



#### 4. 今後の対応

本資産運用会社は、不動産運用会社として、ESG を重視した投資判断・運用を行うべく、ESG 方針を定め、全社一丸となって運用物件の環境対策や社会への配慮等に取り組んでおります。本署名及び本賛同表明もこうした取組みの一環として参加したものです。今後も ESG 方針に基づき、省エネ推進等の環境対策や社会への配慮等の活動に積極的に取り組んで参ります。

また、本投資法人も、社会とのつながり (=Sociability) ・ 環境への配慮や持続的成長 (=Sustainability) ・ 人と労働環境への配慮 (=Individuality) の 3 つのコンセプトに基づき豊かな社会の実現に貢献するために、今後も ESG に関する取組みを積極的に推進してまいります。本投資法人及び本資産運用会社の ESG への取組みについては、以下のウェブサイトをご参照ください。

本投資法人ウェブサイト「ESG への取組み」：<https://sosila-reit.co.jp/ja/feature/esg.html>

本資産運用会社ウェブサイト「ESG への取組み」：<https://www.sumisho-rm.co.jp/esg/>

以 上

\*本投資法人のホームページアドレス：<https://sosila-reit.co.jp/>